

沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年4月15日

沼津市長 頼重秀一

沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、県外から本市への移住を促進し、地域の活性化及び少子化対策を図るため、テレワークの実施を理由として市内に移住し、又は市内に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内で移住者支援交通費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、沼津市補助金交付規則（昭和62年沼津市規則第4号。第8条において「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 交通費 公共交通機関利用料及び高速道路等利用料をいう。
- (3) 移住元 本市に移住する直前に在住していた市区町村をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、令和4年4月1日以降に本市に移住し、沼津市移住・就業支援金交付要綱（令和元年沼津市告示第230号）に基づく支援金又は沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱（令和3年沼津市告示第284号）に基づく補助金の交付決定を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該交付決定に係る支援金又は補助金の交付申請日において、交付対象者又は交付対象者とともに移住した世帯員のうちのいずれかが45歳未満であること。
- (2) 交付対象者の属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助

金及び他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。

- (3) 交付対象者の属する世帯の世帯員のいずれもが、沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員等又は暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が市内に居住する住宅の取得又は賃借に係る契約が発生した日又は本市に移住した日から遡って3か月までのいずれか早い日から本市に移住した日までの間において、交付対象者の属する世帯のうち交付対象者及び交付対象者とともに移住した世帯員が本市に移住するに当たり要した移住元の居住地（この項において「旧居住地」という。）から市内までの1往復分（旧居住地から市内の最初の到着地及び市内の最後の出発地から旧居住地までの往復分をいう。）及び旧居住地から市内の居住地までの片道分の交通費とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額とし、100,000円を上限とする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 補助金の交付は、1世帯につき1回限りとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、沼津市移住者支援交通費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日又は沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金若しくは沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けた日から1か月後のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 沼津市移住・就業支援金交付要綱に基づく支援金又は沼津市テレワーク移住支援補助金交付要綱に基づく補助金に係る交付決定通知書の写し
- (2) 申請の対象となる世帯全員分の補助対象経費内訳書（第2号様式）
- (3) 補助対象経費の支払いが確認できる領収書その他の支払いが確認できる書類の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と

認めるときは、沼津市移住者支援交通費補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略等）

第8条 市長は、規則第11条第2項の規定に基づき、同条第1項各号に掲げる書類の提出を省略するものとする。

2 前項の場合において、前条の規定による交付決定通知をもって、当該補助金に係る規則第12条の規定による確定通知があったものとみなす。

（補助金の請求）

第9条 前条第2項の規定により確定通知とみなされることとなる第7条の規定による交付決定通知を受けた者は、速やかに沼津市移住者支援交通費補助金交付請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の全額の返還を命じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、告示の日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

沼津市移住者支援交通費補助金交付申請書

沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助対象経費（申請の対象となる世帯全員分の合計）

_____ 円

2 補助申請額

_____ 円

（注） 補助申請額は、補助対象経費又は10万円のいずれか低い額を記入し、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てること。

（確約の場合には、次の□にレ点を記す。）

- 申請者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金及び他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がありません。
- 世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者ではありません。また、当該申請について必要な場合には、沼津市が申請者及び世帯員の個人情報を静岡県警察本部に照会することについて同意します。
- 虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、補助金の全額を返還します。

第2号様式（第6条関係）

補助対象経費内訳書

対象者氏名 _____

1 移住元の居住地から市内までの1往復分の交通費の内訳

経路	日付	移動手段	出発地	到着地	金額
			(駅名等)	(駅名等)	
往路分					円
					円
					円
					円
					円
	小計				円
復路分					円
					円
					円
					円
					円
	小計				円
往復分合計 (A)					円

2 移住元の居住地から市内の居住地までの片道分の交通費の内訳

経路	日付	移動手段	出発地	到着地	金額
			(駅名等)	(駅名等)	
往路分					円
					円
					円
					円
					円
片道分合計 (B)					円

3 補助対象経費

補助対象経費 ((A) + (B))	円
--------------------	---

第3号様式（第7条関係）

沼津市指令第 号

年 月 日

様

沼津市長 印

沼津市移住者支援交通費補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

なお、補助金の交付については、次のとおり交付の条件を付するものとし、この交付決定通知をもって、当該補助金に係る沼津市補助金交付規則第12条の規定による確定通知とみなします。

記

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 申請者が属する世帯の世帯員のいずれもが、過去にこの要綱に基づく補助金及び他の公的制度による補助対象経費を同一とする補助金の交付を受けたことがなく、かつ、受ける予定がないこと。
- (2) 世帯員全員が、沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。また、必要な場合には、沼津市が申請者及び世帯員の個人情報を経済警察本部に照会することがあること。
- (3) 虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、補助金の全額を返還しなければならないこと。

年 月 日

（宛先）沼津市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

沼津市移住者支援交通費補助金交付請求書

年 月 日付け沼津市指令 第 号で沼津市移住者支援交通費補助金交付決定通知書をもって、沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱第8条第2項の規定により沼津市補助金交付規則第12条の規定による確定通知があったものとみなされた補助金につき、沼津市移住者支援交通費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支払請求金額

金額		拾	万	千	百	拾	円
----	--	---	---	---	---	---	---

2 振込先

振 込 先 金 融 機 関	金融機関名称	(該当するものを○で囲んでください) 銀行 本店 金庫 支店 農協 支所 漁協 出張所
	口座の種別	普通・当座 (該当するものを○で囲んでください)
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※ 口座名義人は、必ず申請者氏名と一致すること。